



←都議会議事堂で一般質問に立つ遠藤都議【2012年9月26日】。
本会議での質問は、初当選以来、これで6度目になりました。

うつ患者の「過量服薬」に対処を

【質問の背景と骨子】

厚生労働省の全国調査によると、うつ病をはじめとする気分障害の患者数は、平成8年の43万人から、平成20年には104万人と、12年で2.4倍に激増しています。こうしたなか、うつ病患者の「過量服薬」や「多剤投与」の問題をクローズアップした報道があります。実際に「長年、多くの薬を飲んでいるにもかかわらず症状はほとんど改善されない」といった声や、「副作用が強く、反って症状が悪化した」などの訴えをよく耳にします。そこで「都として、国とも連携の上、必要な対応を講じるべき」と訴えました。

【答弁のポイント】

国は平成22年に、薬物治療のみに頼らない診療体制の構築に向けて、「過量服薬への取組」を公表した。この中では、当面の対策として、診療ガイドラインの作成・普及啓発の推進や一般医療と精神科医療の連携強化など、5つの取組を挙げるとともに、今後検討していく対策として、向精神薬に関する処方の実態把握・分析など5つの事項を示した。都は、こうした国の取組について、都内の関係団体に周知を図っており、今後とも国の動向を踏まえながら、適切に対応していく。

新公会計制度を全国に普及せよ

【質問の背景と骨子】

国は、「改訂モデル」「基準モデル」という2つの全く異なる公会計モデルを示し、全国の自治体に財務諸表の作成を要請しています。現在、全国自治体の約8割が、「改訂モデル」で財務諸表を作成していますが、大半は、官庁会計決算の数値を事後的に組替えて財務諸表を作成するため、作成時期が大幅にずれ込み、予算編成に殆ど活用できません。「基準モデル」は非常に独特な考え方によるもので、専門家でも理解するのが困難といわれています。東京都と同様の新公会計制度を全国の自治体に普及拡大させていくことが重要です。そこで「都は制度導入の先駆者として、都内区市町村や全国自治体への普及に努めるべき」と訴えました。

【答弁のポイント】

都内では、町田市に続いて、このほど、江戸川区が導入を決定した。都と区市町村が共同で立ち上げた研究会で、制度導入にあたり区市町村が直面する実務的な課題について検討を進めており、こうした普及活動に、更に積極的に取り組んでいく。一方、全国自治体に対しては、今年11月に、関係者等を対象としたセミナーを東京ビッグサイトで開催し、大阪府など先行自治体の事例を紹介するとともに、公会計の専門家を交え、参加者との意見交換を行う予定である。今後ともさらなる情報発信を行うなど、普及活動に努めていく。